

◎新潟県告示第785号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年5月7日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
市野江甲(1)地区	南魚沼市市野江	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
泉盛寺(1)地区	南魚沼市泉盛寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伊田川(1)地区	南魚沼市泉盛寺	次の図のとおり	土石流
ホソカ地区	南魚沼市泉盛寺	次の図のとおり	土石流
天野沢地区	南魚沼市天野沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北沢川(3)地区	南魚沼市天野沢、樺野沢、樺野沢新田	次の図のとおり	土石流
滝谷沢(2)地区	南魚沼市天野沢、泉盛寺	次の図のとおり	土石流
栃窪(1)地区	南魚沼市栃窪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
伊田川(2)地区	南魚沼市泉盛寺、栃窪	次の図のとおり	土石流
伊田川(3)地区	南魚沼市泉盛寺、栃窪	次の図のとおり	土石流
雲洞地区	南魚沼市雲洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大堀川(1)地区	南魚沼市雲洞	次の図のとおり	土石流
大堀川(3)地区	南魚沼市雲洞	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）